

報道関係者 各位

令和4年6月10日  
(照会先)  
全国健康保険協会山形支部  
企画総務グループ 佐藤  
電話：023-629-7226

## 健診当日の特定保健指導 利用者増

協会けんぽでは、加入者の病気の早期発見を目的に、生活習慣病予防健診（被保険者向け）や特定健康診査（被扶養者向け）を実施しております。

山形支部の健診受診率は、被保険者・被扶養者共に全国1位の実施率（被保険者：84.4%、被扶養者：38.6%\_令和2年度）となっておりますが、健康診断実施後の特定保健指導の初回面談実施率については、被保険者は全国11位（31.7%\_令和2年度）、被扶養者は38位（5.9%\_令和2年度）と低く、特定保健指導の実施率の向上を図ることが加入者の健康増進に向けて重要な課題となっております。

特定保健指導とは、メタボリックシンドロームのリスクのある方に対して行われる健康サポートのことで、主に、「健診を受診してから数か月後に事業所へ保健師等が訪問して特定保健指導を行う方法」と、「健診当日にそのまま健診機関で特定保健指導を受ける方法」がありますが、令和3年度においては、その利便性の高さから、健診当日にそのまま健診機関で特定保健指導を受ける方が大きく増加しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### <特定保健指導について>

特定保健指導とは、健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳から74歳までの方を対象に行われる健康サポートです。

特定保健指導では、自らの健診結果を理解して体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践するなど、自らの健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、保健師または管理栄養士等が寄り添ってサポートします。

特定保健指導では、対象者の生活習慣をヒアリングし、運動や食事、飲酒や喫煙など様々な健康リスクに対するアドバイスを個人のライフスタイルに沿う形で提案を行います。

特定保健指導には、メタボリックシンドロームのリスクが比較的低い方が対象となる「動機付け支援」と高い方が対象となる「積極的支援」の2種類があります。

## 特定保健指導の流れ

特定保健指導を受けるまでの流れは、主に以下の2つのパターンになります。

特定保健指導の利用料は被保険者は無料です。被扶養者は協会けんぽが補助する額を超えた分が自己負担となります。

### 健診当日に健診機関で特定保健指導を受ける場合

#### ○健診受診



まずは、健診機関において健診を受診します。

#### ○特定保健指導対象者の確認



健診後すぐに健診機関においてデータを集計し、特定保健指導の対象となった場合は、その場で特定保健指導対象者である旨が本人へ通知されます。

#### ○特定保健指導の意向確認・実施

特定保健指導対象者へ、特定保健指導を受けるか意向確認を行います。

希望者には、たった今受けたばかりの健診結果をもとに特定保健指導が行われます。

### 健診当日に特定保健指導を受けられなかった場合

#### <被保険者の場合>

#### ○協会けんぽから事業所を通じて案内

健診受診後おおむね3か月後に協会けんぽ（委託事業者を含む）から事業所へ特定保健指導に関する案内が行われます。特定保健指導は基本的に、勤務先に保健師等が赴き面談が行われます。

#### <被扶養者の場合>

#### ○特定保健指導の意向確認・実施

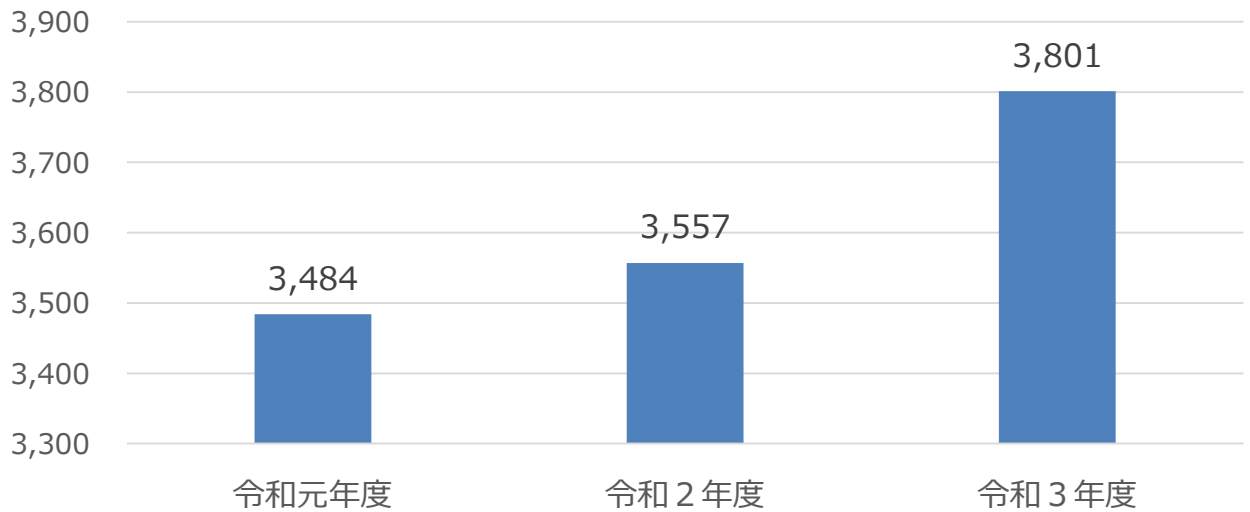
健診受診後おおむね2～3か月後に協会けんぽから特定保健指導利用券と併せて特定保健指導を利用できる健診機関や医療機関が掲載された一覧表をお送りいたします。特定保健指導は基本的に保健指導実施機関にて行われます。

## 令和3年度の当日特定保健指導の実施件数

令和3年度の当日特定保健指導実施件数は3,801件となり、前年と比較し大きく件数が伸びました。このことは、当日特定保健指導の利便性が認知されてきていることと、健診機関においても特定保健指導対象者に対して積極的な呼びかけを行っていることが要因と考えられます。

なお、山形支部が生活習慣病予防健診の契約をしている県内の健診機関32機関のうち、当日保健指導を実施している健診機関は16機関となっています。

健診機関での当日特定保健指導実施件数



	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定保健指導 実施件数	9,606	8,287	8,747
うち当日特定保健 指導実施件数	3,484	3,557	3,801
当日特定保健 指導実施割合	36.3%	42.9%	43.5%

## 当日特定保健指導のメリット

当日特定保健指導を受けるメリットは以下の内容が挙げられます。

### メリット 1

健診当日に特定保健指導を実施することが出来るため、後日改めて特定保健指導を実施するための日程調整を行う必要がなくなります。

仕事の都合などにより、後日特定保健指導を受けることが難しい場合でも、健診当日であれば特定保健指導を受けられる時間を確保できるケースが多いため、事業所にとっても対象者の日程調整の手間が省けるため、利便性の高い方法です。

特に現場での作業が多い建設業や運輸業などにおすすめの方法となります。

### メリット 2

健診直後は健康への意識が高まっており、直前に受けた健診の結果をもとに保健師等がアドバイスを行えるため、タイムリーに特定保健指導を行うことが可能となります。

また、健診直後は本人の健康意識が高まっていることから、生活習慣の行動変容につながる可能性が高くなるものと考えられます。

山形支部では引き続き、健診後の特定保健指導の実施を通じた健康管理の重要性について周知を図ってまいります。

健診は受診すること自体が目的なのではなく、健診によって判明した様々な健康リスクに対してどのように対策を図っていくかが加入者の健康を維持するうえでは重要となります。

つきましては、各報道機関様におかれましては、健診後の特定保健指導の必要性、及び当日特定保健指導の利便性等についてお取り扱いいただきますようよろしくお願いいたします。